

令和8年1月8日
山形県県土整備部建築住宅課
凍結深度について

平成12年建設省告示第1347号に規定する凍結深度について、本県において定めはありません。
建築地の実情に応じ、設計者の判断により設定し、設計を行ってください。

凍結深度は、様々な資料やデータに基づき算出することができますが、道路舗装工の分野において凍結深さの求め方を定めていますので、一例として紹介します。

山形県設計施工マニュアル【道路編】巻末資料6-3

<https://www.pref.yamagata.jp/180029/doromanual.html>